

第6章 全体構想

1 将来目標の設定

1-1 まちづくりの理念、1-2 都市計画の基本目標

2 将来人口等の目標

2-1 将来人口の設定、2-2 将来市街地の設定

3 将来都市構造

3-1 骨格、3-2 拠点、3-3 ゾーン

4 土地利用の方針

5 都市施設の整備方針

5-1 都市施設の整備の基本方針、5-2 その他

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針

6-1 主要な市街地開発事業の方針



第6章 全体構想

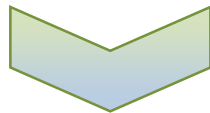
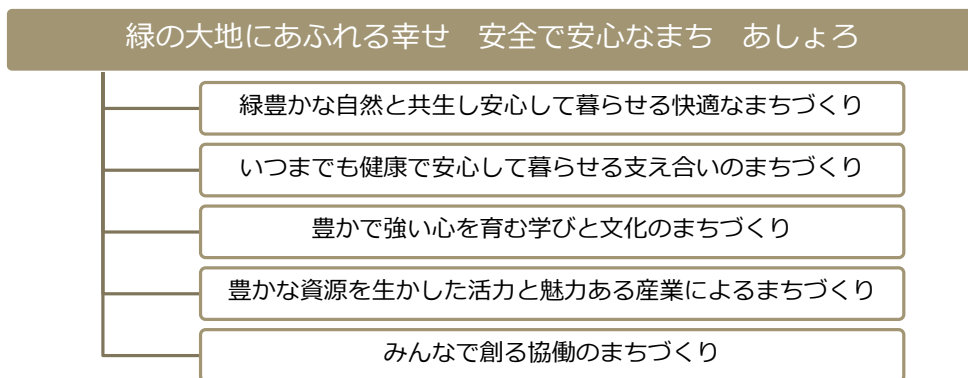
1. 将来目標の設定

1-1. まちづくりの理念

足寄町第6次総合計画では、将来像を『緑の大地にあふれる幸せ 安全で安心なまち あしよろ』と設定しています。

本計画では、足寄町の豊かな自然を身近に感じ、住民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感して暮らせる、あたたかく快適なまちを目指し、足寄町第6次総合計画でかかっている住民と行政が共に協力して行動していく「協働のまちづくり」を進めていくため、足寄都市計画の将来像を次の通りとします。

◆足寄町第6次総合計画将来像◆

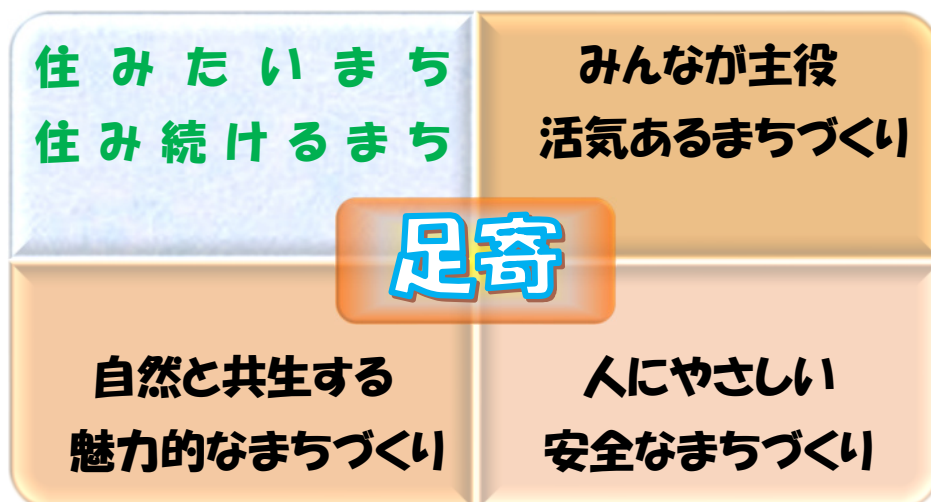


◆足寄都市計画の将来像◆



1-2. 都市計画の基本目標

将来都市像を実現するために、都市計画の基本目標を次の通りとします。



みんなが主役活気あるまちづくり

- ・足寄町には阿寒摩周国立公園があり、市街地は帯広方面と北見方面や阿寒温泉とを結ぶ交通の要衝にあります。この利点を生かし、交流人口が立ち寄る魅力あふれる中心市街地の再生や、一次産業と観光・文化財の連携、地熱エネルギーの利活用による新たな起業などにより、町民と来訪者の交流を促進し、まちづくりを担う様々な主体と行政の協働により、活気あふれるまちづくりを促進します。

自然と共生する魅力的なまちづくり

- ・足寄町が有する一級の自然や、今まで蓄積されてきた社会基盤・文化を次世代に確実に継承し、秩序ある市街地の開発・整備を進め、魅力ある地域づくりを目指すとともに、自然と調和した市街地の景観整備を推進します。また、公園は、公園長寿命化計画により改修に努め、住民の交流、やすらぎ、憩いの場としてふさわしい、施設環境の整備を図ります。

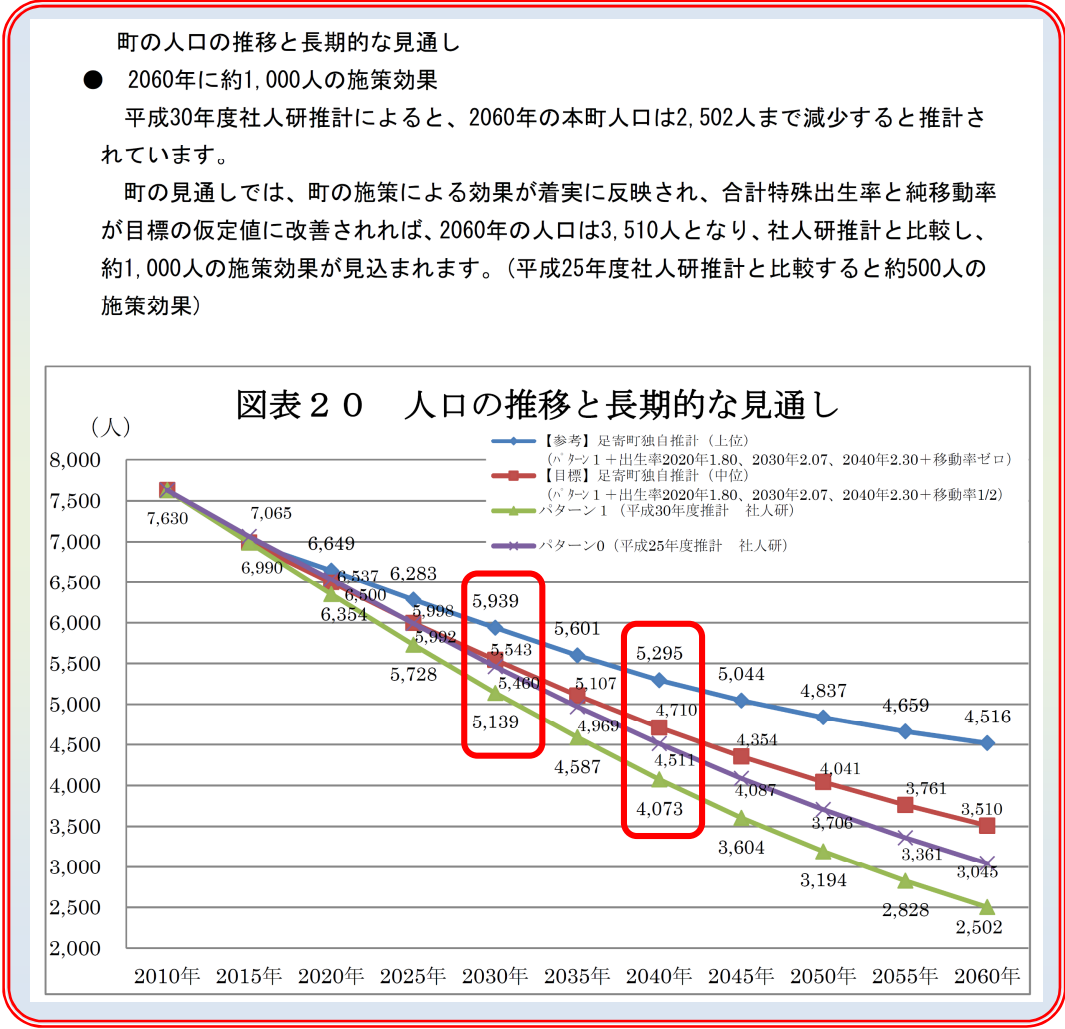
人にやさしい安全なまちづくり

- ・高齢化社会の到来、多発する自然災害、凶悪な犯罪発生など私たちを取り巻く環境の変化に対応し安全で安心な暮らしを守るために、町民一人ひとりが役割を分担し支え合うまちづくりを推進します。また、効率的で継続可能なコンパクトで町民にとってわかりやすい都市空間の形成を目指すため、計画的な土地利用を誘導します。

2. 将来人口等の目標

2 - 1 . 将来人口の設定

将来人口の設定については、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（2060年：行政区域人口2,502人）と推計されていますが、「第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における町の施策による効果が反映された場合を基に将来人口を設定し、2040年を4,710人、中間年次の2030年を5,543人とします。



第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略より

2 - 2 . 将来市街地の設定

将来市街地の設定については、人口が減少している現状では市街地を拡大せず既存ストックを有効活用する事により持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるため、現在の用途地域面積 312.3ha を基本とします。



3. 将来都市構造

今後の都市づくりに向けて将来都市構造の考え方を明らかにし、都市の構成要素である骨格・拠点・ゾーンの視点から将来都市構造の設定を行います。

3-1. 骨格・軸

広域交通骨格

- ・3・3・1号観光通（国道241号）、3・3・3号南大通（国道241・242号）、3・3・4号北大通（国道242号）を広域交通骨格と位置づけ、都市及び地域間の人・物の流れを支える本町の動脈とします。

都市内交通骨格

- ・3・4・5号中島通、3・4・7号校南通、3・4・10号東通を都市内交通骨格と位置づけ、都市内における住民の主要な移動のネットワークを確保します。

都市内生活交通骨格

- ・3・4・6号中央通、3・4・8号山手通、3・4・9号寺前通、3・4・11号北通を都市内生活交通骨格として位置づけ、都市内における住民生活の移動ネットワークを確保します。

その他

- ・3・3・2号阿寒街道とそれに関連する街路については決定当時の整備方針を検証します。

水と緑の軸

- ・都市内を流れる利別川、足寄川、佐野川を水と緑の軸と位置づけ、自然環境や水辺景観の保全、活用を図るとともに、市街地内の緑とのネットワーク化を図ります。





3-2. 拠点

中心生活交流拠点

- ・あしよろ銀河ホール21（道の駅）及び周辺商業地を町民の生活を支える『中心生活交流拠点』として位置づけます。

行政サービス拠点

- ・足寄町役場周辺には足寄町民センター、足寄消防署など町民生活に関わりの深い公共公益施設が集積し、2018年には図書館（ルイカ）が開館し更に利便性が高まっていることから、足寄町役場周辺を『行政サービス拠点』として位置づけます。

教育・文化・スポーツ拠点

- ・北海道立青少年体験活動支援施設（ネイパル足寄）や足寄動物化石博物館（フォストリーあしよろ）、総合体育館や温水プールなどの運動施設、再整備が進められさらに機能が充実した里見が丘公園、などに囲まれた足寄中学校・足寄高校一帯を、次代を担う子供達の教育の場のみならず、健康と体力づくりや生涯学習などが行える『教育・文化・スポーツ拠点』として位置づけます。

産業振興拠点

- ・郊南地区の国道242号沿道の工業地周辺を地域の資源を活用した企業誘致や産業の振興を図る『産業振興拠点』として位置づけます。

福祉拠点

- ・子どもセンター、あゆみ園、認定こども園どんぐりから、高齢者等複合施設むすびれっじを含むエリアを子育て支援や高齢者福祉などの充実を図る『福祉拠点』として位置づけます。



3-3. ゾーン

市街地ゾーン

- ・用途地域内を『市街地ゾーン』と位置づけし、土地区画整理事業により整備された地域は、良好な住環境の維持管理に努め、その他の地域は、防災対応を考慮しながら土地の有効活用を進めると共に、持続可能でコンパクトな市街地形成を目指します。

森林ゾーン

- ・市街地ゾーン周辺の自然環境に恵まれた地域を『森林ゾーン』と位置づけし、森林の保全や良好な自然景観の形成に努めるとともに、「教育・文化・スポーツ拠点」では、地域住民のスポーツなど多様なレクリエーション活動や自然とのふれあいのゾーンとします。

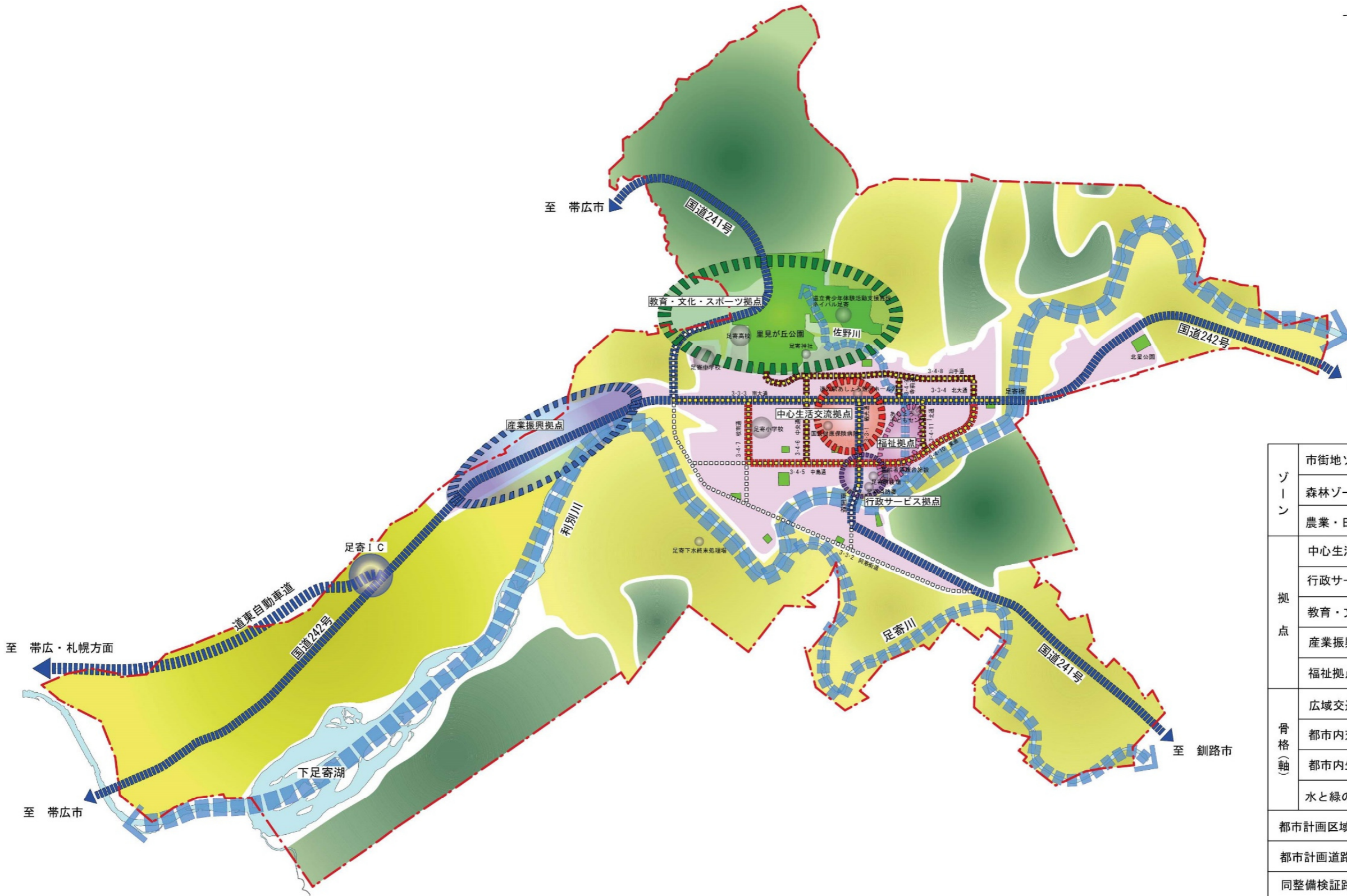
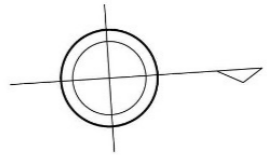
農業・田園ゾーン

- ・用途地域外側の農業地域を『農業・田園ゾーン』と位置づけし、周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全に努めます。



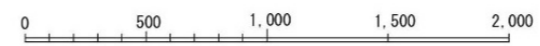


将来都市構造図



凡例

ゾ ン	市街地ゾーン（用途地域）	
	森林ゾーン	
	農業・田園ゾーン	
拠 点	中心生活交流拠点	
	行政サービス拠点	
	教育・文化・スポーツ拠点	
	産業振興拠点	
	福祉拠点	
骨 格 （ 軸）	広域交通骨格	
	都市内交通骨格	
	都市内生活交通骨格	
	水と緑の軸	
都市計画区域		
都市計画道路		
同整備検証路線・区間		
都市計画公園		
主な河川		
主な公共公益施設		





4. 土地利用の方針

市街地の土地利用方針



《 住居系 》

- ・南地区の足寄小学校周辺及びその東側については良好な住宅地が形成されており、隣接する栄町地区を含めて低層住宅を主体とした専用住宅地及び一般住宅地として、良好な住環境の形成及び維持を図ります。
- ・3・3・1号観光通（国道241号）北側は、土地区画整理事業により道路や公園などの公共施設が整備され、公営住宅も建設されていることから、中密度の一般住宅地として今後とも住環境の維持向上を図ります。
- ・西地区の住宅地は、丘陵地にあることから、日照条件等を考慮しながら中密度の一般住宅地として自然環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。



《 商業系 》

- ・あしよろ銀河ホール21（道の駅）周辺は、中心生活交流拠点として、土地区画整理事業等による基盤整備の事業効果を生かし、商業機能の充実による集客力の向上を図ります。



《 工業系 》

- ・郊南地区の国道242号沿道の工業地は、主要幹線道路や北海道横断自動車道足寄ICに近接する交通利便性の高さを活かした産業振興拠点として、流通工業施設などの集積を図ります。
- ・旭町地区の北側及び下愛冠地区の西側の工業地は、隣接する一般住宅地の住環境に配慮しつつ、地域資源や地域特性を生かした工業を支援し、工業系土地利用を図ります。

郊外（用途地域外）の土地利用方針



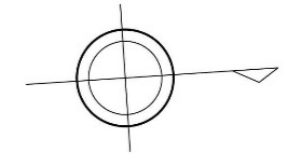
《 郊外 》

- ・郊外については、農業や豊かな自然環境など現在の土地利用を保全することを基本とします。
- ・用途地域の周辺部における都市的土地利用による市街地の拡大は行わず、よりコンパクトな市街地形成を目指します。また、道路等の公共施設の整備が十分ではないことから無秩序な土地利用がなされるおそれがある区域については、特定用途制限地域等を定めることにより、周辺環境等に影響を与えるような土地利用を抑制します。





土地利用方針図



- 各拠点の機能強化と既存ストックを活用したコンパクトな市街地形成の推進
- 白地地域の土地利用コントロールによる市街地拡大防止
- 自然景観（森林）の保全・活用
- 田園景観（農地）の保全・活用

- 住環境の保全、災害に対する安全対策の推進
- 交通利便性を活かした工業・物流拠点の形成

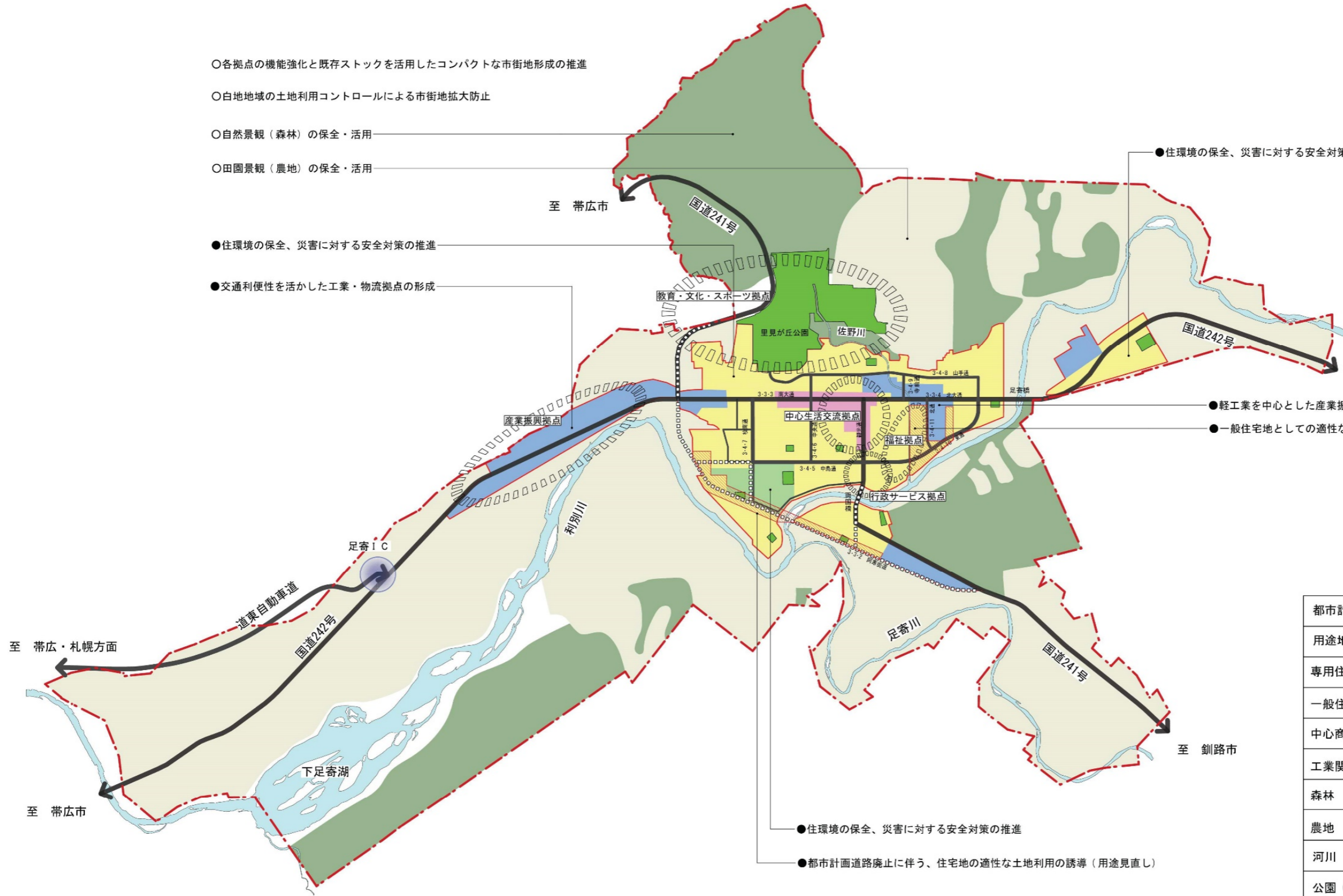
●住環境の保全、災害に対する安全対策の推進

●軽工業を中心とした産業振興と周辺住環境への配慮

●一般住宅地としての適性な土地利用の誘導（用途見直し）

●住環境の保全、災害に対する安全対策の推進

●都市計画道路廃止に伴う、住宅地の適性な土地利用の誘導（用途見直し）



凡例	
都市計画区域	
用途地域	
専用住宅地	
一般住宅地	
中心商業地	
工業関連業務地	
森林	
農地	
河川	
公園（都市計画公園）	
各種拠点	
主な道路	
都市計画道路検証路線・区間	

0 500 1,000 1,500 2,000

※ ○印：全体における基本的な方針

